

杉並区障害者施設物価高騰対策 臨時給付金支給要綱

令和7年11月13日
杉並第41950号

改正 令和8年1月22日杉並第54817号

(目的)

第1条 この要綱は、原油価格及び物価の高騰等の影響による障害者施設における給食等の提供に係る食材料費の経済的負担を軽減するため、臨時的な措置として杉並区障害者施設物価高騰対策臨時給付金（以下「給付金」という。）を支給することについて、必要な事項を定めることを目的とする。

(定義)

第2条 この要綱で使用する用語の意義は、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律（平成17年法律第123号）で使用する用語の例による。

2 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

(1) 給食等 障害福祉サービスを提供する施設において、当該施設の利用者に対し提供する食事等をいう。

(2) 食材料費給付金単価 給食等の提供に係る食材料費の経済的負担を軽減するための給付金算定に係る1人当たりの給付金単価をいう。

(給付金の支給対象等)

第3条 給付金の支給を受けることができる者は、次に掲げる障害福祉サービスを提供する杉並区内の障害者施設を運営する法人であって、給食等の提供を行うものとする。

(1) 生活介護

(2) 自立訓練

(3) 就労移行支援

(4) 就労継続支援

2 給付金の支給の算定対象となる経費は、次の各号に掲げる対象期間の区分に応じ、当該各号に定める期間において給食等の提供に要した食材料費とする。

(1) 第1回対象期間 令和7年4月1日から同年9月30日まで

(2) 第2回対象期間 令和7年10月1日から同年12月31日まで

(給付金の額)

第4条 給付金の額は、第1回対象期間及び第2回対象期間それぞれの期間における各月初日の在籍者数の合計に食材料費給付金単価を乗じて得た額とする。ただし、在籍者数が定員を上回る場合は、定員数を上限とする。

- 2 給付金の総額は、予算の範囲内とする。
- 3 食材料費給付金単価は、900 円とする。
- 4 第 1 項から前項までの規定により支給する給付金は、障害福祉サービスの種別ごとに算定する。

(給付金の申請)

第 5 条 給付金の支給を受けようとする者（以下「申請者」という。）は、杉並区障害者施設物価高騰対策臨時給付金申請書兼口座振替依頼書（第 1 号様式。以下「申請書」という。）に次に掲げる書類を添えて、区長宛てに提出するものとする。

- (1) 定款その他これに類するもの
- (2) 役員名簿
- (3) 給付金内訳書
- (4) 施設利用者実績一覧表
- (5) 給食等の提供の状況が確認できるもの
- (6) その他区長が必要と認める書類

2 申請者は、前項の規定により申請書を提出するときは、次の各号に掲げる方式の区分に応じ、当該各号に定める方法のいずれかにより行うものとする。

(1) 郵送申請方式 申請者が申請書及び前項に掲げる書類（以下「申請書等」という。）を郵送により区長宛てに提出する方式

(2) 窓口申請方式 申請者が申請書等を区長が指定する窓口に提出する方式

3 申請者が行うことができる給付金の申請は、第 1 回対象期間及び第 2 回対象期間それぞれの期間につき 1 回とする。

(給付金の支給決定等)

第 6 条 区長は、前条の規定により提出された申請書等を受理したときは、速やかに内容を確認し、給付金の支給を決定したときは、杉並区障害者施設物価高騰対策臨時給付金支給決定通知書（第 2 号様式）により申請者に通知し、申請書の内容に基づき、給付金を支給する。

(社会福祉法人の支給申請等)

第 7 条 第 5 条及び前条の規定にかかわらず、給付金の支給を受けようとする社会福祉法人にあっては、社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例（昭和 57 年杉並区条例第 4 号）及び社会福祉法人に対する助成の手続に関する条例施行規則（昭和 57 年杉並区規則第 25 号）の例による。

(給付金の支給等に係る周知)

第 8 条 区長は、給付金の支給の対象となる者の要件、申請書等の提出方法等について、個別の通知その他の方法により支給の対象となる者へ周知を行う。

(手続が行われない場合等の取扱い)

第 9 条 区長が前条の規定による周知を行ったにもかかわらず、支給の対象となる者から申請書等の提出が行われないときは、給付金の支給を受けることを辞退したものとみなす。

2 第 6 条の規定による支給の決定後、申請書等の不備による振込不能等があり、区が確認等に

努めたにもかかわらず申請書等の補正が行われず、支給の対象となる者の責に帰すべき事由により支給ができなかつたときは、給付金の申請を取り下げたものとみなす。

(支給決定の取消し)

第 10 条 区長は、第 6 条の規定により給付金の支給決定の通知を受けた申請者（以下「支給決定者」という。）が次の各号のいずれかに該当する場合は、給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消すことができる。

- (1) 申請の内容に不備（給付金の額に係るものに限る。）があつたとき。
- (2) 偽りその他不正の手段により給付金の支給を受けたとき。
- (3) その他給付金の支給の決定の内容又はこれに付した条件その他法令又はこの要綱の規定に違反したとき。

(給付金の返還)

第 11 条 区長は、前条の規定に基づき給付金の支給の決定の全部又は一部を取り消した場合において、当該取消しに係る部分に関し、既に給付金が支給されているときは、期限を定めて、その返還を命ずることができる。

(違約加算金及び延滞金)

第 12 条 区長は、第 10 条の規定により給付金の支給の決定の全部又は一部の取消しをした場合において、前条の規定により給付金の返還を命じたときは、支給決定者に対してその命令に係る給付金の受領の日から納付の日までの日数に応じ、当該給付金の額（その一部を納付した場合におけるその後の期間については、既納額を控除した額）につき、年 10.95 パーセントの割合又は法定利率により計算した違約加算金を納付させることができる。ただし、当該違約加算金の額が 100 円未満である場合においては、この限りでない。

- 2 区長は、支給決定者に対し、給付金の返還を命じた場合において、支給決定者がこれを納期限までに納付しなかつたときは、納期限の翌日から納付の日までの日数に応じ、その未納付額につき、年 10.95 パーセントの割合により計算した延滞金を納付させなければならない。ただし、当該延滞金の額が 100 円未満である場合においては、この限りでない。
- 3 前 2 項に規定する年当たりの割合は、うるう年の日を含む期間についても、365 日当たりの割合とする。

(違約加算金の計算)

第 13 条 前条第 1 項の規定により違約加算金の納付を命じた場合において、支給決定者の納付した金額が返還を命じた給付金の額に達するまでは、その納付金額は、まず当該返還を命じた給付金の額に充てるものとする。

(延滞金の計算)

第 14 条 第 12 条第 2 項の規定により延滞金の納付を命じた場合において、返還を命じた給付金の未納付額の一部が納付されたときは、当該納付の日の翌日以後の期間に係る延滞金の計算の基礎となるべき未納付額は、その納付金額を控除した額によるものとする。

(委任)

第 15 条 この要綱に定めるもののほか、給付金の支給に関し必要な事項は、保健福祉部長が別に

定める。

(補則)

第 16 条 この給付金の支給の手続その他の処理については、この要綱に定めるところによるほか、杉並区補助金等交付規則（令和 2 年杉並区規則第 24 号）に定めるところによる。

附 則

- 1 この要綱は、令和 7 年 12 月 1 日（以下「施行日」という。）から施行する。
- 2 この要綱の実施に関し必要な準備行為は、施行日前においても行うことができる。
- 3 この要綱は、令和 8 年 3 月 31 日限り、その効力を失う。
- 4 この要綱の失効前に支給が決定された給付金については、この要綱の規定は、前項の規定にかかわらず同項に規定する日以後も、なおその効力を有する。

附 則（令和 8 年 1 月 22 日杉並第 54817 号）

この要綱は、令和 8 年 1 月 22 日から施行し、令和 7 年 10 月 1 日から適用する。